

2022 年度事業計画書

基本計画

観光は経済成長のみならず、地域の持続可能性の確保・貧困削減・国際的な相互理解の促進にも資するなど、多面的な役割を担っている。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)においても観光が持続可能な世界を実現するための重要なツールとして認識されている。

国連世界観光機関 (UNWTO) によれば、2021年の国際観光客到着数は2020年から1500万人の増加(+4%)の4億1500万人となったが、依然として2019年比72%減という状況である。輸出収入は7000億米ドルとなり、2020年を僅かに上回ったが、2019年の水準(1.7兆米ドル)の半分に留まった。アジア太平洋地域においては、国際観光客到着数が前年比65%減の2100万人となり、依然として新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響を最も受けた地域であると言える。我が国の2021の年間訪日外国人旅行者数(推計値)についても、前年比94%減の24.6万人となった。

観光が新型コロナウイルス感染症の発生前の2019年の水準に回復に転じる時期については、最新のUNWTO専門家委員会の調査によれば、殆どの専門家が2024年又はそれ以降であると予測している。

こうした中、観光客の行動に変容が起こっていることが指摘されており、UNWTOの調査においても、観光によって訪問先に良い影響をもたらすこと、地域の持続可能性や真正性が重要視されていると分析されている。これらの動向を鑑み、地域においても、経済のみならず、社会・文化、環境の観点からもより強く、持続可能な観光の推進が求められている。

以上のような観光を取り巻く現状を踏まえ、国連世界観光機関 (UNWTO) 駐日事務所 (以下「駐日事務所」という。) は、アジア太平洋地域の加盟国・地域、賛助加盟員等のニーズに応え、同地域においてより一層の観光の回復及び持続可能な観光の実現を図るために、UNWTOの地域事務所としての役割を着実に果たすことが期待されている。

このため、駐日事務所への支援を主たる目的とする当財団の2022年度事業計画では、昨年度に引き続き、一般財団法人としての組織運営の透明性・健全性に留意しつつ、駐日事務所が実施する日本国内はもとより、アジア太平洋地域における持続可能な観光の推進のための活動に対する支援を行う。併せて、地方公共団体等が行う観光交流促進に

資する活動に対する支援を行うこととする。

具体的な基本方針は以下のとおり。

基本方針

第1：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援

駐日事務所がアジア太平洋地域（日本国内を含む）における持続可能な観光の推進のために実施する次の活動に対して支援を行う。

UNWTO が提供する持続可能な観光地づくり国際ネットワーク（INSTO：International Network of Sustainable Tourism Observatories）等の枠組みを活用し、地域が主体となった持続可能な観光地づくりに対する取組を支援、促進する。

また、観光危機管理の分野において、昨年度、観光庁と連携し作成した「自治体・観光関連事業者等における観光危機管理推進のための手引書」等を活用し、災害に対して減災から復興までを実施できる、地方公共団体等における観光分野の危機管理体制の整備を促進する。

観光に関する学術的調査・研究に資するために、UNWTO の観光統計や出版物を日本語に翻訳してウェブサイト等で公表するとともに、昨年度実施した調査研究の結果をシンポジウム等で報告し周知する。

UNWTO や UNWTO に関連する国際会議等に参画し、企画・運営に積極的にかかわることにより、国内外の観光関係者に観光に関する様々な研究や取組に接する機会や議論の場を提供する。

併せて、世界観光倫理憲章の普及・促進に向けた取組、ウェブサイト等による情報発信などを実施する。

第2：地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援

駐日事務所が関西圏（奈良県奈良市）に所在している意義として、日本が国家体制を整備した奈良時代に遡る文化・遺跡が数多く残る奈良を拠点としながら、UNWTO のネット

ワークを介して奈良から関西、その周辺地域、更には日本全国、アジア太平洋全域に至る地域に観光地としての情報発信ができる点がある。それとともに、地元地域に対しても、UNWTOの観光に関する知見の共有の機会や国際会議に参加する機会を提供できる点がある。

このような点を踏まえ、地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動を支援するため、高等学校・大学等の講義への職員派遣等による国際人材育成支援事業や、国際交流サロンの運営、当財団のウェブサイト等による当財団賛助会員（地方公共団体を含む）の観光に関する事業の情報発信を行う。

第3：賛助会員に対する支援

賛助会員間の交流の活性化や当財団の周知・啓発を促進するため、適時適正なニュースレターの配信や会員限定のウェビナー/セミナーの開催等の賛助会員の支援に向けた取組を充実させる。

以上の基本方針に基づき、今年度の事業計画は以下のとおり。

事業計画

第1：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援

【当財団定款第4条（1）、（2）、（4）、（5）、（6）】

1 持続可能な観光促進支援事業

駐日事務所が実施する持続可能な観光を促進する活動を支援する。

（1）エビデンスベースの持続可能な観光地づくりの推進

[公益目的支出計画継続事業1（イ）]

UNWTOは、持続可能な観光地づくり国際ネットワーク（INSTO：International Network of Sustainable Tourism Observatories）を推進し、観光指標を活用した継続的なモニタリング活動（計測・分析・評価）及び政策へのフィードバックを通じて、世界の観光地における持続可能な観光政策の形成を支援している。

また、駐日事務所では、2020年に観光庁と連携して「日本版持続可能な観光ガイドライン」を作成したほか、2021年度からは（一財）運輸総合研究所と連携して「観光を活用した持続可能な地域経営の手引き」を作成している。

これらの枠組みを活用し、我が国及びアジア太平洋地域において、経済のみならず社会・文化、環境にも配慮したエビデンスベースの持続可能な観光地づくりの普及・啓発に関する活動を支援するとともに、地域が主体となった持続可能な観光地づくりに対する取組を支援、促進する。

（2）地域における持続可能な観光地づくりの実践に関する情報アーカイブの作成

地域で持続可能な観光地づくりの実践に向けて取り組んでいる地方公共団体やDMOなどの情報共有及び取組の促進のため、当財団や駐日事務所のこれまでの取組により蓄積されてきた、地域における持続可能な観光地づくりの実践事例を整理・分析し、アーカイブを作成・公表する。

（3）持続可能な観光の促進に関するシンポジウム・セミナーの開催及び関係者の連携促進

[公益目的支出計画継続事業1（ロ）]

① 奈良県で開催予定の「第7回UNWTO ガストロノミーツーリズム世界フォーラム」の機

会を捉え、観光庁・奈良県等と共催し「持続可能な観光地づくり」をテーマとするシンポジウムを開催する。

開催時期：未定

場 所：奈良市

- ② 持続可能な観光地づくりを実践している地域を対象とし、優良事例の紹介、課題の共有等を行うことを目的とする協議会を、観光庁との共催により開催する。

開催時期：2022 年下半期

場 所：東京、オンライン

- ③ 地域における持続可能な観光地づくりの優良事例や課題の共有、各地域における取組へのヒントを提供すべく、観光庁との共同により取組地域を主体とした意見交換会を実施する。

開催時期：2022 年下半期

場 所：各地方運輸局所在地、オンライン

(4) 奈良県における持続可能な観光地づくり支援事業

- ① 奈良県内の自治体、観光関連事業者に対し、持続可能な観光地づくりの重要性を訴えけるとともに、2022 年度に新たに UNWTO が推奨する持続可能な観光地づくりの手法を導入する地域を募るため、「持続可能な観光地づくり」説明会を開催する。

開催時期：2022 年 5 月頃

場 所：奈良市、オンライン

- ② 2021 年度に持続可能な観光地づくりを実施したモデル地域において、UNWTO が推奨する持続可能な観光地づくりの手法に則って、地域の課題とそれを踏まえた指標を作成し、計測・分析・改善を行う。加えて、2021 年度のモデル地域における持続可能な観光地づくりのノウハウや、策定した「奈良県における持続可能な観光地づくりに向けたあり方」の内容を活用し、奈良県内他地域においても持続可能な観光地づくりの支援を行う。

(5) 海外事業

- ① 2021 年度に作成した、「観光を活用した持続可能な地域経営の手引き」の内容を今後の海外事業展開に活用すべく、同手引きの海外版（英語）を有識者の協力を得て作成する。

完成時期：2022 年 7 月頃

- ② 上記①で完成した「同手引き（海外版）」を活用し、ベトナム国内において持続可能な観光地づくりの普及・啓発を目的としたセミナーを開催する。

開催時期：2022 年 10 月以降

場 所：ベトナム・ムイネー（予定）

2 地方公共団体等における観光分野の危機管理体制の整備促進

[公益目的支出計画継続事業 1（ロ）]

昨年度、観光庁と連携して作成した「自治体・観光関連事業者等における観光危機管理推進のための手引書」等を活用した、駐日事務所による国内外の地方公共団体・DMO・観光協会・観光関連事業者に対する啓発業務を支援する。

3 学術的調査・研究支援事業

駐日事務所が実施する観光統計等の公表や観光学術調査の報告を支援する。

(1) 太平洋島嶼国の観光振興に関する支援事業 [公益目的支出計画継続事業 1 (イ)]

- ① 太平洋島嶼国は観光産業への依存度が高く、観光振興は当該地域の経済発展の鍵となっており、UNWTO にとっても大きな課題となっている。UNWTO と駐日事務所にて、2021 度より連携して作成した「太平洋島嶼国調査：持続可能な観光振興と商品開発」について、太平洋諸島センターとシンポジウム（オンライン開催）を共催し、調査結果を国内外に報告、周知する。
- ② コロナ禍で大きな打撃を受けている太平洋島嶼国の観光回復を支援すべく、各国の回復に向けて取り組む観光事業者の姿をまとめた動画集及び電子書籍（Tourism Stories Pacific Islands）を制作する。

(2) JICA との連携事業 (SDGs 達成に資する観光開発プロジェクト指標ツールキットの作成)

UNWTO は (独) 国際協力機構 (JICA) とともに、SDGs に対する適切なゴール設定や成果を測定する指標を策定し、ステークホルダー (現地で観光開発の役割を担う企業や団体) 間の連携促進、効果的なプロジェクト管理、イノベーションの検討などに活用すべく「指標ツールキット」を共同開発しており、駐日事務所は同キットの策定及び日本語版作成について協力する。

(3) UNWTO の観光統計や出版物の日本語訳と公表

[公益目的支出計画継続事 1 (イ)]

UNWTO が公表している観光統計や研究成果に関する出版物を、駐日事務所が適時適切に日本語に翻訳して公表する取組を支援する。

観光統計については、UNWTO Tourism Highlights 及び World Tourism Barometer 等の出版物の中でニーズの高い分野を中心に、その概要の日本語訳をウェブサイト等で公表する。

4 UNWTO 及び UNWTO 関連国際会議等への参加・運営支援 [UNWTO 会計]

駐日事務所が UNWTO や UNWTO に関連する国際会議等に参画し、企画・運営にかかわることにより、国内外の観光関係者が観光に関する様々な研究や取組に接する機会及び議論の場を提供することを支援する。

① 第 7 回 UNWTO ガストロノミー・ツーリズム世界フォーラム

開催期間：2022 年 12 月 12 日～15 日

場 所：奈良県奈良市

② 第 34 回 UNWTO 東アジア太平洋地域及び南アジア地域合同委員会

UNWTO では、各加盟国は地域ごとに設けられている 6 つの地域委員会 (東アジア太平洋、南アジア、中東、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカのいずれか) に所属している。アジア地域の 2 委員会は合同で毎年開催され、UNWTO の加盟国及び賛助加盟員の活動報告、課題、今後の活動方針等が議論される。2022 年度はこの機会に合わせ大臣級円卓会議及びコミュニティ・ベース・ツーリズムにおける世界サミットが開催される予定。

開催期間：2022 年 7 月 5 日～7 日 (予定)

場 所：モルジブ・マーレ

③ UNWTO アジア太平洋エクゼクティブトレーニングプログラム

開催期間：2022年8月（調整中）

場 所：韓国・ソウル

④ ツーリズム EXPO ジャパン

ツーリズムEXPOジャパンは、「世界の観光・ツーリズムをリードする」総合観光イベントとして認識され、様々な業界関係者が「観光」を軸に集結し、海外・国内・訪日の観光振興、地域活性化を目指している。UNWTO本部とも調整の上、ともに参加し、関係者との連携、交流を促進する。

開催期間：2022年9月22日～9月25日

場 所：東京（東京ビッグサイト）

⑤ 世界観光の日と G20 観光大臣会合

開催期間：2022年9月27日～28日（調整中）

場 所：インドネシア・バリ

⑥ 世界 INSTO 全体会議

開催期間：2022年10月（調整中）

場 所：スペイン・マドリッド

⑦ 第14回 UNWTO/ PATA 観光動向と展望に関する国際会議

開催期間：2022年10月（調整中）

場 所：中国・桂林

5 UNWTO及びUNWTO関連の国際会議・シンポジウムに関する情報発信と誘致支援

UNWTOと連携の上、自治体向け開催情報を発信し、誘致ニーズに対して支援を行う。

6 世界観光倫理憲章の普及・促進支援

[公益目的支出計画継続事業1（ロ）]

「世界観光倫理憲章」は1999年のUNWTO総会において、観光産業における主な関係者が責任ある持続可能な観光を実現するための規範として採択された。また、UNWTOは、

2019年9月に開催された第23回UNWTO総会において、すべての国連公用語に関する観光倫理条約（UNWTO Framework Convention on Tourism Ethics）を採択した。UNWTOの設立以来、国際条約の採択は初となり、UNWTOは各国に対し、同条約を批准するよう促進している。

UNWTOは2011年から「民間部門における世界観光倫理憲章への誓約」に取り組み、駐日事務所の働きかけにより、日本では現在、民間5団体15社が誓約に署名を行っている。

今後も、駐日事務所が実施する、持続可能な観光の推進に取り組む企業・団体に署名を促進するための取組を支援し、UNWTOガストロノミーツーリズム世界フォーラム等の機会を捉え、署名式を開催する。

7 UNWTO 及び駐日事務所の情報発信支援 [公益目的支出計画継続事業1 (ロ)] 駐日事務所が実施する情報発信を支援する。

(1) UNWTO 本部の取組周知

① ベスト・ツーリズム・ビレッジ

地域コミュニティの伝統と文化を保全するために、観光の強みを活かし、持続可能な開発目標（SDGs）に沿って、地域振興に取り組む優良事例を見出すための取組で2021年から開始されたもの。2021年度、駐日事務所は観光庁と連携しながら国内募集を広報し、国内からは北海道ニセコ町と京都府南丹市美山町が選定された。また、関係機関からの支援を受けることができる「UNWTO ベスト・ツーリズム・ビレッジ」のアップグレードプログラムに北海道美瑛町が選ばれた。

② フードテック

新型コロナウイルス感染症からの回復に向けて、SDGs 達成に向けたガストロノミーツーリズムに関する取組を加速することを目的として、UNWTO 本部がスペインの世界的な料理大学校であるバスク・クリナリー・センター(BCC)と共同で実施する、ガストロノミーツーリズムのイノベーションと起業家精神を促進する取組。奈良県で開催予定の第7回ガストロノミーツーリズム世界フォーラムにおいて表彰を行う予定で、2022年4月末を締切りとして応募受付中

(2) 駐日事務所のウェブサイトを通じた情報発信の強化

駐日事務所のウェブサイトの運営を通じて、駐日事務所の発信力を強化し、

UNWTO 及び UNWTO 賛助加盟員の情報発信を支援する。今年度から新たに海外向け（主にアジア・太平洋地域）の英語版ウェブサイトの運用、駐日事務所としての Facebook での発信、と国内・海外向け動画形式の情報発信も開始する。

(3) 会議、セミナー、シンポジウムにおける情報発信

国内外の会議、セミナー、シンポジウムの講演において、UNWTO の活動や持続可能な観光について情報発信することを支援する。

第2：地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動に対する支援

[当財団定款第4条（3）、（7）]

1 国際人材育成支援事業

高等学校・大学、国際団体における講義・講演への当財団職員の派遣や、UNWTO 関連イベントへの参加機会の創出により、若年層の UNWTO の活動や持続可能な観光に関する理解の増進、国際感覚の涵養及びキャリア形成を支援する。

2 国際交流サロンの運営

当財団の事務所に隣接する国際交流サロンにおいて、奈良県外国人支援センターの協力を得て、国際交流イベントや国内及び国外の観光情報の提供を行う。

3 当財団のウェブサイト等を通じた情報発信

当財団のウェブサイトを通して当財団の活動や当財団賛助会員（地方公共団体も含む）の観光に関する事業の情報発信をより適時適切に行う。

第3：賛助会員に対する支援

1 APTEC ニュースレターの配信

APTEC の最新の取組や UNWTO の活動に関する情報を定期的に配信する。

2 APTEC 会員限定ウェビナー/セミナーの開催

タイムリーなテーマを選定し、賛助会員限定によるウェビナー/セミナーを定期的
に開催する。また、賛助会員間のネットワークの形成に資する機会を提供する。

以 上